

官民競争入札等監理委員会
第 30 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 30 回 官民競争入札等監理委員会
議事次第

日 時：平成 20 年 3 月 6 日（木） 10:45～11:20

場 所：永田町合同庁舎 1 F 第 1 共用会議室

1．開 会

2．官民競争入札等監理委員会の当面の進め方について

3．民間競争入札に準じた手続きについて

4．閉 会

<出席者>

（委員）

落合委員長、本田委員長代理、逢見委員、小幡委員、樫谷委員、小林委員、前原委員、
吉野委員、渡邊委員

（事務局）

浜野内閣府審議官、熊埜御堂参事官、徳山企画官

○落合委員長 それでは、第 30 回「官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきます。

最初の議題は、「監理委員会の当面の進め方について」という議題でありますけれども、これにつきまして、まず、事務局の方から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料 1「官民競争入札等監理委員会の当面の進め方について」というペーパーをご覧くださいと思います。

「1. 監理委員会の運営について」でございますが、年間を通じて、「対象事業の選定」、「実施要項」に加え、終了時期を迎える事業の「評価」についての審議を行っていくということでございます。

また、審議に当たっては、「事業選定」、「実施要項の策定・事業実施」、「実施結果の評価」といった一連のサイクルがうまくいって初めて法目的が達成されることにかんがみ、一連の手続を見据えた体制を整備するということでございます。

「2. 対象事業の選定」でございますが、(1) 基本的な考え方といたしまして、国民各層との対話や、関連会議と有機的な連携を図りつつ、「公共サービスの総点検」に取り組んでいく。また、適宜、検討状況を経済財政諮問会議に報告・議論ということでございます。

次に、民間の創意工夫が十分活かされるよう、規模のみならず、範囲・内容等にも留意しつつ、対象事業を重点的に選定していく。

また、ある一体の業務について、従来以上に時間をかけて、その在り方の全体像を検討しつつ、その中で市場化テストの位置づけを考える、といったアプローチも模索していくということでございます。

(2) の検討の進め方でございますが、重点分野を設定して分科会において検討することとし、検討結果を踏まえ、本年中に「基本方針」改定に反映するということでございます。ただし、案件によっては、来年以降の「基本方針」改定を目指して検討するということもあり得るのではないかとということでございます。

(3) の本年の重点分野でございますが、①の新たに検討する重点分野等といたしましては、「地方出先機関」、「内部管理業務」につきましては、「公共サービスの総点検」として、重点分野と位置づけて検討するという、また、「国立大学法人」につきましても、平成 21 年度が中期目標期間の最終年度であることを踏まえまして、重点分野と位置づけて、本年より検討を開始するということでございます。

また、「社会保険庁関連」については、「年金業務・組織再生会議」の検討状況も踏まえつつ検討を進めていくということでございます。

②の引き続き検討する重点分野でございますが、昨年来の重点分野のうち、「統計調査」、「徴収」、「公物管理」、「施設・研修等」につきましては、引き続き、重点分野と位置づけて検討するということでございます。

「3. 実施要項の審議」でございますが、事業選定にかかわった分科会委員・専門委員

の参加も得つつ、入札監理小委員会において実施するということとし、本年の審議に当たっては、審議を要する事業が多数に上ること、実施要項の適切な審議が法の目的の達成にとり極めて重要であることを踏まえ、実施要項の審議に係る体制を強化してはどうか。また、業務の内容や規模等を踏まえまして、メリハリをつけた審議方法を工夫していくということでございます。

「４．評価の実施」でございますが、「科学技術研究調査」、「求人開拓事業」、「アビリティガーデン事業の」３事業につきまして、評価を実施する。その際、事業選定や実施要項の策定時の審議内容等も踏まえたものとなるよう検討するということでございます。

最後に、「５．その他」といたしまして、（１）地方公共団体との意見交換等ということでございますが、情報収集の場として、地方公共サービス部会、また地方との研究会を開催していくということでございます。

（２）の広報活動といたしましては、「スコアカード」の策定・公表、また国民向けフォーラム等を開催していくということでございます。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。

当面の進め方につきましては、今まで何回かご議論いただいていたものでありますけれども、こういう形で当面の進め方を決めたいということですが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、当面の進め方につきましては、本案のとおりということによろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

○落合委員長 それでは、当面の進め方については、資料１にあるような形で対応することにしたいと思います。

それでは、続きまして、「民間競争入札に準じた手続について」という議題であります。資料２につきまして、事務局の方からまず説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、ご説明させていただきます。

お手元の資料の確認ですが、委員限りとして配布させていただいております資料２及び資料３、あと、最後に対象事業の表がございますが、こちらに基づいてご説明させていただきます。

まず、資料３の方が、前回簡単にご説明させていただきましたが、官民競争入札等に準じた手続の検討の方向性についてのポイントとなっております。こちらに基づきまして、今後公表していくために、より具体化し、文章としたものが資料２になってございますので、本日は資料２を中心にご説明させていただきたいと思っております。

資料２と、あと資料３の一番最後のページになりますが、民間競争入札に準じた手続の対照表のようなものがございますので、こちらをお手元に置いていただきながらお聞きいただければと思います。

それでは、資料 2 の方に基づいてご説明させていただきます。

1. (1) の検討の方向性でございますが、基本方針の方の抜粋が枠の中にございます
が、「施設管理・運營業務及び研修関連業務」及び「独立行政法人の業務」において「今後、監理委員会において、法の趣旨・目的に照らして、民間事業者の創意工夫の観点から、民間競争入札に準じた手続による一般競争入札・民間委託の実施の可能性についても検討する」、また「内閣府がこの準じた手続のあり方について、監理委員会と連携しつつ、平成 20 年 3 月末までにその手続のあり方について策定する」と記載されているわけでございます。

こちらの基本方針と、年末までの基本方針改定で非常に対象事業が増加してきているといった状況を踏まえまして、今後、監理委員会の審議の合理化・効率化を図りつつ、とはいえ一定の関与を監理委員会が残していくということで、民間事業者の創意工夫を適切に反映し、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図るとの法の趣旨・目的を果たしていくために、こういった準じた手続を検討するというところでございます。

おめくりいただきまして、(2) の検討結果ということでございますが、やはり対象事業の規模などによって、法の趣旨・目的の達成を阻害しないという観点で一定の条件を設けた上で、民間競争入札実施要項の策定・審議手続の簡素化を行うことによって、監理委員会の審議の合理化・効率化を図ることが望ましいというような事業も存在すると考えられるものですから、こういった事業につきましては、この公共サービス法に基づく手続を取らず、法を適用しないことによって、その対象とする事業の選定や民間競争入札に準じた手続による一般競争入札の実施に係る手続を定めまして、これによって事業を実施するということが適切ではないかという結論に至ったものでございます。

一方、官民競争入札については、やはり第三者機関である監理委員会による関与が不可欠であるということから、きちんと法に基づいた手続によって事業を実施することが必要ではないかと考えております。

また、こうしたことで、準じた手続とするものについても、いわゆる「市場化テスト」の対象事業としてカウントしていくということでよろしいかと考えております。

仮称として「簡易版民間競争入札」とさせていただきますが、こちらの対象事業の範囲につきましては、当面は、試行的な取組みとして位置づけまして、施設の管理・運営及び独立行政法人の業務に限定して、その後の導入による効果・影響というものを検証していったらどうかと考えております。

具体的な対象事業の選定の基準でございますが、2 ページから 3 ページのところに 4 つほど書かせていただいておりますが、まず 1 つは事業規模です。今のところ、単年度事業費はおおむね 1,000 万円未満と考えておりますが、こういったものについて、事業規模があまり大きくないという理由によって、審議の合理化・効率化を図ることが望ましいと考えられるものです。

2 つ目でございますが、とはいえ、事業の性質を踏まえて、法に基づく秘密保持義務等

の適用がないことによって、法の趣旨・目的の達成に支障が生じないと判断されるということ。

3つ目として、既に同様の内容の事業について、監理委員会における実施要項の審議が行われておりまして、実施要項の審議の簡素化を行っても、法の趣旨・目的の達成に支障がないと判断されるもの。

その他、個別に見ていくといろいろあると思いますけれども、その他の観点で、法の趣旨・目的の達成に支障がないと判断されること、こういったことがあるのかと考えております。

また、今4つ申し上げましたけれども、こちらの基準例すべてに該当すること、あるいは一つでも該当しないことによって、機械的に「簡易版民間競争入札」の対象とするかということは決定をせず、最終的には、監理委員会のご判断で対象事業を決めていくことがよろしいのではないかと考えております。

(3)でございますが、選定のプロセスといたしましては、まずは、内閣府の方で対象事業の案というものを作成いたしまして、これにつきまして、各省庁とも協議をした上で、監理委員会にお諮りさせていただいて、特段の問題がない場合はご了承いただくというような方向で考えたいと思っております。その結果につきましては、直近の基本方針の改定に反映していくということを考えております。

3の具体的内容として、総論がまずございますが、この「簡易版民間競争入札」というのは、民間競争入札同様、総合評価方式による一般競争入札として、実施要項そのものではございませんが、実施要項の内容に準じたものとして名前も仮称としておりますが、「簡易版民間競争入札実施方針」を作成し、公表するということをしていただきたいと考えております。

事業実施に係る一連の過程における監理委員会の関与は、審議の合理化・効率化の観点から可能な限り省略して、事業の実施は、原則、各省庁の判断によって行っていただく。とはいえ、実施過程の透明性、中立性、公正性というものを確保する観点から、必要に応じて各種報告は受けるというようなことを考えております。

具体的な実施内容について、以下のとおり、(2)以降申し上げるわけですが、ただ、個別の事業ごとに見ていくと、こういう事業についてはこういう報告なりというのは必ず必要だとか、そういったもの個別具体的に検討が必要な事項があると思いますので、それらについては、必要に応じて適宜、内閣府と各省庁が協議して検討していくということで、個別の事業に関する実施内容を具体化していくということを考えております。

(2)以降、具体的な内容ですが、まず、アの簡易版民間競争入札実施方針の作成については、基本的には実施要項の内容に準じたものとして、その法律、基本方針、実施要項に関する指針、情報開示に関する指針、こういったものの趣旨を十分に踏まえたものとしていただくことを考えております。

イの情報開示ですが、情報開示については、民間事業者の創意工夫という観点から必要

なものですので、しっかり開示をしていただく。ただ、規模などの観点から、間接部門費については、それほどの影響がないということであれば省略することも可能としてはどうかと考えております。

ウの入札参加資格ですが、暴力団排除などが規定されている公共サービス改革法第 10 条は、今回の簡易版では、法に基づく手続を取らないことから適用されないことになるのですが、この点については、法の趣旨を踏まえて適切に設定していただくこととしております。

エの案の公表でございますが、実施要項の案の公表やその過程での外部専門家の活用等、基本方針で必要に応じて実施するとされている事項については、各省庁が必要と判断する場合には、基本方針に則って適切に行っていただくこととしております。

(3) でございますが、実際の入札手続における監理委員会の関与、総論において可能な限り省略するということを申し上げましたが、ここで具体的に書いております。簡易版民間競争入札実施方針の作成時における関与ということでございますが、基本的には各省の判断でお作りいただいて、その内容について、入札公告前の時期に内閣府へ通知をいただく。

内閣府の方では、質が設定されているか、情報開示がきちんとされているか、その他重大な問題がないかというところで、いわゆるネガティブチェックを行って、問題なければそのまま受け取らせていただくこととしております。

この基本的な事項に関して重大な問題があるということであれば、監理委員会へ報告をするとともに、各省庁へ内容の改善を求めるとしてありますが、基本的には、各省庁の判断で作成いただくということでございます。

こちらについては、入札不調などで再入札を行う場合等で、「簡易版民間競争入札実施方針」の内容を変更する場合においても同様と考えております。

(4) 事業開始以降の監理委員会の関与ということでございますが、契約の変更、解除、民間事業者に対する報告の徴収、指示、こういったものを行った場合は、これも、基本的には内閣府の方に事後通知いただくということを考えております。

6 ページ、評価の部分でございますが、各省庁の判断において事業の実施状況を評価いただき、これは、しっかり監理委員会の方に報告していただくこととしております。報告していただいた結果、その後の事業のあり方について、監理委員会において御審議いただいて、その結果については必要に応じて次回の基本方針に反映いただくというふうに考えております。

要するに、今の一連の手続は、資料 3 の最後のページにおいて「民間競争入札」と「民間競争入札に準じた手続による一般競争入札」との対比表によって整理しておるわけでございますが、その民間競争入札実施方針の策定から事業の実施期間中というのは、基本的には各省庁の判断でやっていただく。ただ、一番最後のプロセスである、その結果としてどうだったのかという評価なり、その後の事業のあり方についての検討というところでは、

監理委員会の方でしっかりご審議いただくということで、公共サービスの適切な実施を担保してはどうかと考えておるわけでございます。

最後に、縦の事業の一覧表がございますが、先ほど事業規模 1,000 万円未満と申し上げましたが、その基準に従い、どういったものが対象となるかということでございます。表の中で網かけをしている部分、こちらが具体的に単年度事業費 1,000 万円未満になるものでございます。これについて、実際この対象にするかについては、改めてこの考え方について確定した後に、ご相談させていただきたいと思いますが、全体で 60 事業程度ある中で 8 事業ほどになっておりまして、約 1 割と、試行的な取組みとしては適切な数になっているのではないかと考えております。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明を踏まえた上でいろいろご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

入札監理小委員会の主査である樫谷委員、いかがでしょうか。

○樫谷委員 小さな、特に小さな部分とか、もう標準化されて何回かやっていたものについては、こういう形でやって弊害がないのではないかと考えておりますので、是非こういう考え方でやっていただけたらいいと思います。

ただ、この中で書いていただいていますように、監理委員会の関与も記載されているのですが、ちょっと気になったというほどのことでもないのですが、資料 2 のところ、まず 4 ページの情報開示のところ、ただし書き、(2) のイの下から 2 行目ぐらいの「4. (1) ウ(エ)～(カ)」の部分は具体的に何を指しているのでしょうか。

○事務局 こちらについては、いわゆる間接部門費でございます。減価償却費なども含まれます。

○樫谷委員 これは数値をはじくのが小さいから難しい、あまり意味もないというような趣旨なんですか。

○事務局 そういうご判断があればということです。

○樫谷委員 それから、もう一つは、5 ページの(3)のアのところとか、あるいは(4)のアのところに書いてあるんですが、監理委員会への報告というのは、これは、内閣府が確認を行って、「必要と判断される場合」というのは、例えばどんなようなことを想定されているのか。

○事務局 例えば、内閣府のチェックというのは(3)のアの①から③に書いてございますが、サービスの質が適切に設定されているとか、情報開示がされているか等、基本的には、記載があれば問題ないと考えられますが、この内容で本当にいいのか、という点があった場合。例えば前回 1 回審議をして、改善してほしいと言っていたのに、それが全くされていないとか、そういったようなときに、勿論、まずは事務的にやり取りするのだと思いますけれども、それでもちょっと問題があるという場合は、やはり監理委員会へも報告

いただいて、監理委員会でもご審議いただく必要があるのではないかという状況が想定されております。基本的には、おそらく個別に見ていかないとわかりませんし、まさに必要に応じてということだと考えております。

○樫谷委員 今のところで、監理委員会へ報告していただいて、「簡易版民間競争入札実施方針案の内容の改善を求める」と書いてあるのですが、報告をしていただいて、改善を求めるというのは、これは、監理委員会の作業になるのか、あるいは内閣府の作業になるのか。あるいは監理委員会の中でも、実質的には実施方針というのは実施要項ですよ。そうすると小委員会の作業になるのか、その辺はどういうふうなイメージなのでしょうか。

○事務局 今後の運用次第だと考えておりますが、基本的には、まずは内閣府の方でお話ししますし、実際、監理委員会の方でという話になれば、おっしゃるとおり、実際には実施要項に準じた民間競争入札実施方針の内容になりますので、入札監理小委員会の方にご報告させていただくという形になろうかと思っております。

○樫谷委員 そうすると、改善を求めることというのは、事務局が監理委員会へ報告をして、監理委員会で議論をした上で改善を求める、こういうプロセスを経るということですね。

○事務局 そうです。監理委員会及び入札監理小委員会から言っていただくことも可能だと思いますが、ただ、議を経るといいうところがないものですから、その部分は若干あいまいになってしまうというところはございます。なので、そういった点で、簡易版民間競争入札の形でやっていいのかという事業選定の判断の際に、内容について議論が必要と思われるものについては、簡易版民間競争入札の対象にはしないという判断があり得ると思います。

○落合委員長 ほかにご質問、ご意見はございますでしょうか。渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 質問させていただきたい点が2点ございまして、まず、第1点目は、1,000万円のこの基準額の計算に際して、施設名とか法人名を単位と考えればいいのか。極端な話、例えば全国を分けてやりますという話になると、それぞれ取っていきますという話になると、当初念頭に置いていた規模というものと実際の運用の過程において齟齬が出てくる可能性があるのかないのかというのが第1点目。

第2点目は、これまでの入札監理小委員会の議論を踏まえますと、実施要項作成における大きなポイントがあるのではないかということ。実施要項を拝見するに当たって、いろいろなご指摘を受けた幾つかの共通ポイントというのがあると思うんですね。そのいろいろなハードル、事実上、実施要項の中のハードルがあって、別に入札参加資格を何とかに限ると書いたわけではないのだけれども、その当てはまる人たちがおのずから決まってしまって、事実上の入札参加資格の限定にならないかとか。入札に参加する立場の者から言うと、先ほど樫谷先生からご指摘のあった、情報開示が十分でないと実際に入れる際に本当に機能するのかどうかとか、幾つか重要ポイントというのがおのずから、これまでの経験からあぶり出されてきたと思うのですが、ここの5ページに書いておられる①、②、③

というところは、書き方として情報開示がされているのかというように具体的に書いておられる部分と、そうでない部分というのが若干レベル感が違った記載になっていると思うんですが、そこはどういうふうに理解すればいいのか、その2点について教えていただければと思います。

○事務局 まず、規模でございますが、考え方といたしましては、法人全体というよりは、例えば施設の管理で言えば、その施設管理の運営に係る事業費ということを想定しております。今のところ、おおよその事業費というのは、各省庁から話を聞いて、それを一応まとめてあるのがお手元の表でございますが、実際問題として、情報開示に向けて精緻に数字を出していくと若干の齟齬が出てくるということは、もしかしたらあるかもしれません。そういった意味も含めて、おおむね 1,000 万円程度と若干ぼかし気味に書いてあるところはありますけれども、そちらについては、簡易版の対象事業を選定する際に、あまりにこれが大雑把な数字過ぎて実際の数字と変わってきてもおかしい話になってしまうので、そこは改めて各省に対して、確からしい数字なのかというところは確認していきたいと考えております。

2 目のご質問でございますが、おっしゃるとおり、入札参加資格の問題など共通的な項目として入札監理小委員会でご議論いただいている点があると思うのですが、一番重要なポイントは何かということ、やはりサービスの質の設定、情報の開示というところであると考えておまして、こちらを特出ししており、入札参加資格は、③のその他に含まれるものということで若干レベルを落としてあるというところになります。今のご指摘のように、この点は特出しをした方がいいというご意見がございましたら、それは①、②と同様のレベルに上げていくことも十分考えられると思っておりますので、何かご意見がございましたら頂戴したいと思っております。

○落合委員長 ほかに。樫谷委員、どうぞ。

○樫谷委員 今の2ページから3ページにかけての対象事業の選定基準のところですが、①の規模が小さいということと、③の既に同様の内容のと、この「同様の内容」というのがどういう意味なのかということに、といいますのは何を気にしているかといいますと、同様の内容って、広くとらえればたくさんあるんですね。そうすると、まず最初、1,000 万円未満にしておいて、だんだんたくさん広げていくというんですか、そうすると結果的には大きなものになるという可能性で、つまりすり抜けられてしまうのではないかという懸念を少し持ちました。そういう例はないかもわかりませんが、昔の1円入札で、あとは随意契約になるみたいなイメージがあったときに、最初は小さいけれども、だんだん大きくなっていったって、2回、3回のときには、あるいはかなり大きな金額になったときにはどういう対応をこの中で考えていらっしゃるのか。

○事務局 同様の内容というのは、確かに若干はっきりしないところはあるのですが、基本は、同じ省庁の施設管理運営業務で、例えば法務省の浦安総合センターとかというところで民間競争入札をやりましたと。法務省の別のところで同じような研修所でもや

りますという話になれば、それは間違いなく同様の内容と考えております。

1つでも基準を満たせばこの対象となるということではございませんで、この4つを総合勘案して考えるということでございます。それで、すり抜けられるのではないかとのご懸念に関しましては、まずは、基本的には私ども内閣府の方でそういった観点を踏まえて対象事業の案を作って、この案について各省庁と協議するということを考えておりますので、私どもの方でしっかりそのあたりは見ていきたいと考えております。

○落合委員長 その点については、結局、簡易のものにする対象を選定するのは、監理委員会が判断するわけですね。したがって、その対象となる一応の目安として①から④まで上がっているわけですが、これらを踏まえて、実質的にこれを外すとまずい、あるいは本来の法の適用のある入札に持っていくべきだという判断を監理委員会がすればそこはできるということなので、確かに、ご指摘のように、それぞれの要件的な記載の部分について脱法的なことは考えられるわけですが、そこは監理委員会で判断するというところで押さえるという対応で臨むということで、その部分は確保されるかなと思います。

それから、私から事務局に質問したい点ですが、簡易版の対象にするのは8事業くらいですかね。

○事務局 規模だけで見ると、そのとおりです。

○落合委員長 規模だけでいきますとね。一応、規模で絞ってみると8つぐらいある。この8つを、仮にその他の要件を判断した上で、委員会がこれを簡易版の対象にしようとしたときに、一体どのくらい委員会が精力を注ぐべき点について十分な精力を注げるような状態になるかという目的から見て、これで本当に十分なのかなという感じが率直に言わせていただきます。もうちょっと簡易版の方に割り振って、委員会の精力をよりふさわしい事柄に十分振り向けられるようにすることが必要のように思うのですが、この1,000万円未満という一応の目安でいいのかどうかあたりは、事務局の方はどういう判断なんでしょうか。

○事務局 おっしゃるとおり、60程度の民間競争入札の対象事業がある中で、もう少し簡易版の方にしてもよいのではないかとご議論はあろうかと思いますが、一方で、この実施要項の議を経るという法律に基づく行為がなくなることによる影響が、ややはかれないところがございまして、あまりいきなり野放しに過ぎるのも適切ではないと考えているところです。

この簡易版の導入は一つの重点化の取組みの一環だと考えておりますが、もう一つ、そういった意味で私どもが考えているのが、施設の管理・運營業務に関して、標準的な実施要項、実施要項のひな型みたいなものを作ることが、別途、基本方針に記載されてございます。そうすると、施設管理・運営については、審議のポイントをある程度押さえた上で、各省庁がひな型にある程度則って実施要項作っていただければ、3、4回もご議論を重ねていただく必要はなくなるのではないかと考えております。

こちらについては現在、3月中を目途に作成しておるところでございまして、この施設

の管理・運營業務に関する 20 事業程度は、法に則った上でご審議をやや効率化いただけると考えておりますので、この 2 点で実施要項の審議の重点化というものが図れるのではないかと考えておるところでございます。

○落合委員長 ほかに。小林委員、どうぞ。

○小林委員 先ほど渡邊委員から指摘があったこととちょっと関係するんですけども、この 5 ページの（3）の①から③までというので、これは非常に重要なことだと思うんですが、やはり簡易版であっても、競争性が確保されているかということがすごく重要だと思うんですね。その観点からいくと、例えばもっとこの内容を具体的にするということは重要だと思うんですが、例えば入札公告とか応札までのタイミングであるとか、十分な説明がされているかということはやはり確保されないと、単純にこういうものを出してやればいいのかそういう感じになってしまうと思うんです。

随契の見直しのところで、今、競争入札の監視委員会みたいなものができていますよね。そういうところでの知見なんかもあって、競争性を確保するための重要なポイントみたいなことをもう少し具体的に書き込む必要があるのではないかという気はするんですけども、いかがでしょうか。

○事務局 その点は、渡邊委員のご指摘も合わせまして検討させていただきたいと思っておりますが、今、明示的いただいたのは、まず、渡邊委員からご指摘の入札参加資格の点ですね。それから、入札公告からのスケジュール的な問題でしょうか。他に、今思いつかれるところで何かございましたらご示唆いただければと思います。

○落合委員長 渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 このあたりは割と個別具体的な話になるので一般的に書くことは難しいかもしれないですが、今まで出てきた中では、例えば、ねらっている効果と要求水準の立て方が本当に整合しているのかとか。ちょっと私も今、網羅的に申し上げるのは自信がないんですが、幾つか監理委員会で必ず毎回出てくる事項というのは複数あったと理解していただいて、それを恐らくベースにさせていただき、あと、今、小林先生からご指摘のあった、手続的に実質随契になっていないかどうか。よく議論されるのは、あまりに期間が短くて、入札に参加しようと思うと、もう既にノウハウなどを持っている人しか参加できないというようなご指摘も今まで随分あったものですから、ある意味、入札監理小委員会で毎回出てくる議論というのをリストアップしていただくと、このあたりが相当明快になるかと思っています。

○事務局 では、そこは引き続き検討させていただきたいと思います。渡邊委員がおっしゃいましたけれども、個別具体的に見ていきますと、それぞれの事業によって若干違うところがあると思うのです。その点は、総論の最後の方に書いておりますけれども、もし個別の事業ごとに見て、簡易版に移行させた場合において、個別に取り決めなければいけない事項がある場合は、個別具体的にその都度、調整するということがよろしいのではないかと考えております。

○落合委員長 前原委員、どうぞ。

○前原委員 質問なのですが、施設管理について例えば農水省関係で4つありますけれども、これは一つひとつ出すのでしょうか。受ける業者の立場からすると、パッケージにしてやった方が合理化が図れるので、常識的に考えればパッケージで入札させる方がいいと思うんですけども、そういう考えはないんですか。

○事務局 おっしゃるとおり、よりパッケージで民間競争入札の対象にすべきという議論は、施設・研修等分科会においてもございまして、例えば税務大学校についても、そのような議論があって、今まさに検討いただいているところではあります。

個別にこの農水省の方で申し上げますと、農水省の弁護をするわけではないのですが、それぞれの施設の場所が結構離れているところがございます。例えば、森林系の研修を行うので山の方に施設があるとか、食糧関係の研修をやるので港の倉庫の近くに施設があるとか、もしくは農業技術の関係の研修をやるので筑波に施設があるとか、場所が離れているものですから、それでもパッケージにすればよいという議論もあると思うのですが、施設管理・運営の事業者は、ある程度、場所に根づいていらっしゃる場所もございまして、施設が都心にまとまっていればまた違うのですが、まとめると入札の参加者が極めて限定的になってしまうおそれがあるのではないかとこのところがございます。

○落合委員長 ほかにございますでしょうか。

先ほど、5ページの(3)のところの①から③に、更に重要なポイントについて具体化したらどうかとのご指摘がありましたが、これは可能な限り検討していただきたいと思います。というのは、これはある意味で判断権を内閣府にゆだねるという性格なので、その判断権が的確に行使されるためには、それなりの判断基準というものが明確化されていた方がなよろしいかと思います。原案では「等」となっており、これに限らないという趣旨が表されてはいるのですけれども、可能な限り判断基準を更に具体化・明確化すること、渡邊委員、それから小林委員が言われた点をまた事務局で検討していただきたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

なければ、本件に関する基本的な方向、この実施に関する考え方の基本的な部分についてはよろしいでしょうか。あと少し、更に洗練させ明確化するという作業をした上で、この方針を採用するかどうかまた議論するというところでよろしいでしょうか。

○事務局 はい。

○落合委員長 それでは、そういうことでこの考え方については対応したいと思います。

それでは、本日の監理委員会で議論していただくテーマは以上でありますので、これで終了といたします。

次回は3月27日に開催するということですので、よろしくお願いいたします。